

社会医療法人雪の聖母会における公的研究費等の研究実施規程

（目的）

第1条 この規定は、社会医療法人雪の聖母会（以下「本法人」という。）にて、公的研究費等*を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって公的研究費等による研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

*公的研究費等とは

競争的資金等（補助金、受託金等）を言う

（対象）

第2条 研究活動を行うすべての本法人職員とする。

（研究計画の策定）

第3条 研究を行う者は、公的研究費等による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 研究を行う者は、当該研究計画を立案し、申請しようとするときは、あらかじめ、申請機関が定める様式に従った研究計画書を作成し、理事長の承認を得なければならない。

（研究の実施）

第4条 研究を行う者は、公的研究費等による研究を行う場合は、本法人の活動として実施するものとする。

（研究成果の取扱い）

第5条 研究を行う者は、公的研究費等により行った前条の研究については、申請機関の規程、法人の規程等に基づき公表することができるものとする。

（研究実績報告の義務）

第6条 公的研究費等による研究を行う者は、各公的研究費等制度に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

（管理等の事務）

第7条 公的研究費等の研究計画調書の取りまとめは、臨床・教育・研究本部、公的研究費等の経理管理等の事務は、経理部が所掌する。

（法令等の遵守）

第8条 本法人に所属する職員は公的研究費等による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに各種の公的研究費等に関するルールを遵守するものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、法人運営審議会の意見を徴して、理事長が行う。

付則) この規程は、2018年7月23日から施行する。